0) | その他(

費

車 娄 切 莎 佈 錮 (チェックリスト)

				事	亲	別	泮 化	曲	j .	書 (チェック
整理番号	4	事業名	水道管路耐震化等推進事業	(老朽管更新事業,第3	H.D.)) 独	区名(事	業箇所名)	市	i内中心部(老朽基幹管路)
評価を受け 根拠となる (○をつけ	る理目 る項目 る)	自 第:	3 条第 2 項 新規事業 要綱 第 3 条第 1 項 (1) 事業 第 3 条第 1 項 (2) 事業 第 3 条第 1 項 (3) 評価 第 3 条第 1 項 (4) 計画 第 3 条第 1 項 (5) その 第 3 条第 2 項 事業に係 第 3 条第 3 項 本要綱	業採択から5年経過した 業採択から10年を経過 西実施から5年経過した 国変更を行おうとする事 の他社会経済情勢の変化 系る予算を新たに措置し	早 時点で未着 した時点で 時点で継続 業 (軽微な に伴い評価 、又は事業	音工の事業で継続中の き中の事業 よものは防 西実施の必 ちに着手し)事業 と (く) (と要が生 しようと [*]		事	(1)事業に関する社会経済情(1)事業に関連する項目福島市水道事業基本めの施策のひとつとし(2)地元住民・受益対象者平成22年度に本市重点を置くべき取組みという結果となった。また、平成23年3
(1)事業 本 して	業目的 (事業) (大安全	は、経年多 全で良質な	ち化により漏水や赤水などが多な水を安定供給することはもちけになる基幹管路の耐震化を	らろんのこと、併せて耐	震管を採用	すること	で、水流	道施設で	業を巡	水するという非常事態 実感させられたと同時 このことから、これ る。
いる 更な な	本事業の老朽なる耐なお、	画 業は、旧市内の老朽化した基幹管路を耐震管で更新するものであり、同じく旧市内を中心に実施して 朽管更新事業(第2期)と整合を図り、同時に事業を展開することで、市内中心部の面的整備が図られ、 耐震性の向上を以って安全・安定供給を確保するものである。 、現在継続中である老朽管更新事業(第2期)と構成され、平成30年度までに合わせて約15kmの老 更新する計画となっている。					図られ、	る社会経	(3)関係機関・団体の意向 ・平成20年7月に厚 幹施設の耐震化率10 ・厚生労働省において 施設・管路の耐震化の 成22年4月から「第 ・福島ガス㈱が進める 減を勘案すると、共同 ていきたいとの意向も	
•	業計 事業 事業 * * * * * * * * * * * * * * * * *	期間 概要	平成25年度~平成27年配水幹線布設替延長(φ 約3.1億円(税込)		L=約)	1.6km			済情勢	(1)主要な評価指標
に給 概 こ	震化に合水優かのほか	こ関連する 先度が高い	る事業としては、平成20年度 小避難場所や医療施設等へ耐力 の審議案件である基幹構造物の る。	雲管を使った配水管の整	備を行って	いる。			の状況	なし (2)その他特記すべき事項 その他特記すべき事項 ① 用地取得の見通し 管路の布設替え
計頂	画事第ち用地		平成25年度 財源別内訳又は負担割合 国 1/4 県 市 3/4	完成目標年度 主要 委託設計業務 (推進工設計)	事業種目別	成27年	7	4 百万円		② 関連法手続き等の 道路法に基づく 見込みである。③ 代替案 水道としての効

) | 配水幹線布設替工

[事業に関する社会経済情勢等] (特記すべき事項)

福島市水道事業基本計画中間年度改訂版(平成23年2月)において、市民から信頼される水道を創るた めの施策のひとつとして、「施設耐震化の促進」に取り組んでいる。

水道局 企画課

担当部課名

(2)地元住民・受益対象者の意向

平成22年度に本市水道局が実施した『水道に関するアンケート調査』によると、水道事業において最も 重点を置くべき取組みに対し、「水道水の安全・安定供給」又は「災害対策」と答えたのは、半数以上の56% という結果となった。

また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、水道施設も甚大な被害が生じ、市内全域で断 水するという非常事態となった。初めてこのような大きな災害を経験したことで、あらためて水の大切さを 実感させられたと同時に、地震対策(耐震性の向上)の重要性が再認識されることとなった。

このことから、これまで以上に安全で良質な水の安定供給に対して、強い関心や要望等があると考えられ

- ・平成20年7月に厚生労働省から改訂された「水道ビジョン」の「災害対策の充実に係る方策」では、基 幹施設の耐震化率100%、基幹管路の耐震化率100%と長期の施策目標が掲げられた。
- ・厚生労働省においては、地震に強い水道を目指して、水道利用者の理解を図りつつ、これまで以上に水道 施設・管路の耐震化の促進に向けた水道事業者の取組みを推進するため、各水道関係団体と連携の下で、平 成22年4月から「第2期水道施設・管路耐震性改善運動」を展開している。
- ・福島ガス㈱が進める経年管更新事業と重複する路線が確認され、店舗及び住宅密集地への影響やコスト縮 減を勘案すると、共同施工の導入によるメリットが大きいため、福島ガスから出来る限り共同施工で実施し ていきたいとの意向も示されている。

[事業に関連する評価指標等]

その他特記すべき事項(水道施設整備国庫補助事業評価実施細目)

管路の布設替えのため、新たに取得する用地はないので事業進捗に影響はない。

② 関連法手続き等の見通し

道路法に基づく道路占用許可については、道路管理者と協議を進めており、遅滞なく許可を得られる 見込みである。

292.5百万円

水道としての効率的な水輸送を考えた場合、管路による方法が最良であることから、代替案の立案の 可能性はないと考えられる。

事 業 別 評 価 調 書 (チェックリスト)

県

市

【費用対効果分析等】

(1) 手法

費用対効果分析は、厚生労働省発行の「水道事業の費用対効果分析マニュアル(以下、マニュアルと称 する)」に基づき行うものとし、手法は換算係数法を用いる。この手法は、費用及び便益を換算係数によ り、現在価値化する方法である。

(2)費用対効果の内容

費用(C)は、全体事業費 306,000 千円に、建設期間又は耐用年数から選定した換算係数を乗じて算出し

便益(B)は、①耐震化による断水被害額の減少分 1,583 千円、②復旧工事費の減少分 17 千円、③漏水損 失額の低減額15,259千円、④維持管理費の低減額2,070千円にそれぞれ換算係数を乗じて算出した。

費用と便益の各費用を、それぞれの換算係数で現在価値化した結果、総費用 C「348,840 千円」に対し、 総便益 B「406,593 千円」となり、費用便益比 B/C は「1.16」となり、事業の投資効率性の判断基準(B /C≥1.0) を上回ることから、事業の投資効率性は十分有し、事業の実施は妥当であると判断できる。

事業全体の投資効率性結果(管路の耐震化)

	項目		建設期間 耐用年数	費用	(a)	換算係数(b)	総費用(a× b)
費用	事業費	更新工事費	3	306,000	千円	1.04	318,240
	更新費	更新工事費	40	306,000	千円	0.10	30,600
	合計(C)					С	348,840
便益	 ①耐震化 	による断水被害の減少分	年平均	1,583	千円/年	21.48	34,002
	②復旧工	事費の減少分	年平均	17	千円/年	21.48	365
	③漏水損	失額の低減額	年平均	15,259	千円/年	21.48	327,763
	④維持管	理の低減	年平均	2,070	千円/年	21.48	44,463
	合計(B)					В	406,593
費用便	基比	B/C	1.16				

【費用で特記すべき事項】

なし

【需要効果で特記すべき事項】

需要効果は、老朽管の更新に伴い漏水による水量の損失やその修繕に要する費用等の縮減に繋がり、よ り効率的な運営が見込まれることから、水道料金の抑制にも効果的である。

【コスト縮減に向けた検討状況】。

再生資源化を考慮した資材の採用(再生骨材等)、他事業と連携した工事の実施(共同施工)、将来需要 に応じた適正口径(減口径)による更新を行うなど、コスト縮減に努める。

【その他特記すべき事項】

一部路線は福島ガス㈱が進める経年管更新事業と重複するため、施工時期等を調整することによって 共同施工が可能となり、約25%の工事費の縮減が図られる。

また、国・県道路占用者会議(年1回開催)や市道路占用者会議(毎月開催)において、工事実施年 度や実施路線を調整し、共同施工や施工工程調整による舗装復旧費用の軽減等、コスト縮減に向けた調 整を図っている。

【市が事業実施主体となるべき理由・必要性】

既存施設の更新工事であることから事業主体となる。

【その他特記すべき事項】

なし

【「ふくしま型『市民協働』の事業とするための推進要綱」に基づく対応】

民 \mathcal{O}

総

合

価

市

なし

【総合評価と対応方針案】

(1)総合評価

※上記の各視点毎の評価結果を踏まえ、必要性、重要性、緊急性、有効性、その他実現性等の観点 に留意しながら、総合的に記述する。

本事業は、断水の範囲が広く、その影響が特に大きい、老朽化した基幹管路を更新し、耐震化を 図ることで、災害時に早期な復旧が可能となるよう、減災の視点に立った安定性の高い管路の構築 を以って、より良い水道サービスの提供を目指すものである。

(2)対応方針案及び今後の事業の進め方

今後の事業

対応方針案

新規着手

の進め方

これまでも管路の更新にあたり、経過年数や状態、緊急性等に応じて、必要な更 新を行ってきたが、高度成長時代の拡張期に布設した管路が法定耐用年数に達する など、今後の更新需要の増加に対しても、安定供給に支障が無いよう、更に重要度 などから優先順位を付け、効率かつ効果的に更新事業を進める必要がある。

また、国庫補助(1/4)を最大限に活用し、福島ガス㈱等、他企業との共同施工 を積極的に取り入れることで、事業費の縮減を図り、財政面での円滑な推進も行う。

対

効

分 析 等

減 等 \mathcal{O}

可

能

性